

平成29年第11回南島原市教育委員会定例会

日時 平成29年11月21日（火） 午後2時00分

場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第28号 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例の制定について

議案第29号 負担付き贈与の受入れについて

議案第30号 損害賠償の額の決定について

議案第31号 教育財産の取得について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 平成29年度南島原市一般会計補正予算（第4号）について

(3) 次回教育委員会定例会の開催について

(4) その他

第7 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成29年10月の諸会議並びに諸行事

30日(月) 13:00 サッカー協会市長表敬訪問(西有家庁舎)
14:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)

31日(火) 10:00 県・市町教育委員会スクラムミーティング(長崎市)

○平成29年11月の諸会議並びに諸行事

3日(金) 9:30 第15回加津佐地区青少年健全育成協議会弁論大会(加津佐総合福祉センター)

4日(土) 9:00 みそ五郎まつり開会式(旧親和銀行西有家支店駐車場)

6日(月) 16:00 平成29年度第2回総合教育会議(南有馬庁舎)

7日(火) 10:45 第6回校長会研修会(コレジヨホール)
17:00 平成遣欧少年使節帰国報告会(西有家庁舎)

8日(水) 13:30 部局長会議(西有家庁舎)
13:30 学校訪問(南有馬小学校)

9日(木) 9:30 平成29年度長崎県中学校総合体育大会駅伝競走大会(諫早市)
10:00 第62回長崎県美術展覧会移動展(南島原市会場展)開場式(コレジヨホール)

10日(金) 13:30 研究発表会(大野木場小学校)

11日(土) 9:30 島原農業高校農業祭(島原農業高校)

12日(日) 8:30 第27回口加ライオンズクラブ杯少年ソフトボール大会(加津佐B&G海洋センターグラウンド)

13日(月) 14:00 平成29年度第3回都市教育長協議会(～14日まで)(松浦市)

14日(火) 10:00 平成29年度第7回教頭会研修会(オアシスセンター)

15日(水) 9:00 教職員2次実態調査(南有馬庁舎)
15:30 平成29年度第2回南島原市教育支援委員会(南有馬庁舎)

16日(木) 9:00 教職員2次実態調査(南有馬庁舎)
14:00 長崎県市町村教育委員会研究大会(～17日まで)(対馬市)

18日(土) 13:00 地域の力を考える集い(オアシスセンター)

19日(日) 9:00 第12回島原半島空手道選手権大会(島原市)
10:00 北村西望賞教育美術展、古野賞科学技術展表彰式(南有馬武道館)
11:00 第34回西有家町総合文化祭(カムス)
18:30 文科省視学官(矢幅清司氏)を囲む会(真砂)

20日(月) 13:30 学校訪問(新切小学校)

議案第 28 号

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例の制定について

提案理由

史跡原城跡及び日野江城跡の調査、整備、保存及び活用に関する事業について、総合的かつ専門的な指導及び助言を得るための「附属機関」の設置を規定するため制定を行うもの。

平成 29 年 11 月 21 日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例

(設置)

第1条 史跡原城跡及び日野江城跡の調査、整備、保存及び活用に関する事業について、総合的かつ専門的な指導及び助言を得るため、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、史跡原城跡及び日野江城跡の調査、整備、保存及び活用に関する事項について調査審議を行い、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に指導及び助言を行う。

(組織)

第3条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年南島原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

文化財保護審議会委員	日額	6,000
------------	----	-------

」

を

「

文化財保護審議会委員	日額	6,000
史跡原城跡・日野江城跡専門委員	日額	6,000

」

に改める。

議案第29号

負担付き贈与の受入れについて

提案理由

多目的運動広場を整備する目的で、長崎県から旧有馬商業高等学校及び島原翔南高等学校公舎の無償譲渡を受けるため、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

平成29年11月21日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

1 贈与を受ける財産

財産	所在地	種類	地目・構造	数量 m ²
旧有馬商業高等学校及び島原翔南高等学校公舎	南島原市南有馬町 丁字町口上 508番外	土地	学校用地、公衆用道路、宅地	35,542.46
		建物	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造	7,839.66

2 贈与者

長崎県知事 中村 法道

3 贈与の条件

多目的運動広場の用途に供するため

譲与物件の表示(土地)

所在地	区分	地目	数量 m ²
南島原市南有馬町丁字町口上508番	土地	学校用地	16,931.00
南島原市南有馬町丁字山寺573番1	土地	学校用地	1,042.00
南島原市南有馬町丁字山寺581番1	土地	学校用地	4,962.00
南島原市南有馬町丁字山寺586番1	土地	学校用地	7,780.00
南島原市南有馬町丁字市吉648番1	土地	学校用地	1,003.00
南島原市南有馬町丁字山寺586番21	土地	公衆用道路	52.00
南島原市南有馬町丁字山寺586番22	土地	公衆用道路	121.00
南島原市南有馬町丁字山寺586番23	土地	公衆用道路	79.00
南島原市南有馬町丁字山寺586番24	土地	公衆用道路	80.00
南島原市南有馬町丁字山寺586番25	土地	公衆用道路	6.04
南島原市南有馬町丁字山寺606番2	土地	公衆用道路	48.00
南島原市南有馬町丁字市吉608番2	土地	公衆用道路	72.00
南島原市南有馬町丁字市吉609番2	土地	公衆用道路	1.29
南島原市南有馬町丁字市吉617番2	土地	公衆用道路	39.00
南島原市南有馬町丁字市吉618番4	土地	公衆用道路	75.00
南島原市南有馬町丁字町口408番2	土地	公衆用道路	79.00
南島原市南有馬町丁字町口407番5	土地	公衆用道路	5.22
南島原市南有馬町丁字町口404番4	土地	公衆用道路	49.00
南島原市南有馬町丁字町口407番4	土地	公衆用道路	49.00
南島原市南有馬町丁字町口406番2	土地	公衆用道路	77.00
南島原市南有馬町丁字町口404番3	土地	公衆用道路	38.00
南島原市南有馬町丁字中組312番3	土地	公衆用道路	56.00
南島原市南有馬町丁字中組313番5	土地	公衆用道路	73.00
南島原市南有馬町丁字中組313番6	土地	公衆用道路	9.72
南島原市南有馬町丁字中組317番4	土地	公衆用道路	194.00
南島原市南有馬町丁字町口上511番1	土地	学校用地	85.00
南島原市南有馬町丁字町口上519番	土地	学校用地	443.00
南島原市南有馬町丁字山寺573番2	土地	公衆用道路	52.00
南島原市南有馬町丁字山寺581番3	土地	公衆用道路	225.00
南島原市南有馬町丁字山寺581番4	土地	公衆用道路	551.00
南島原市南有馬町丁字市吉648番4	土地	公衆用道路	978.00
南島原市南有馬町丁字五反畑712番2	土地	宅地	287.19
合計			35,542.46

譲与物件の表示(建物等)

名 称	構 造	数 量 (延面積)	
		㎡	
校舎	鉄筋コンクリート造	4,604	71
体育館	鉄骨造	1,029	00
校舎特別教室棟	鉄筋コンクリート造	1,337	60
下足室	鉄骨造	121	91
格技場	鉄骨造	397	88
クラブ室	コンクリートブロック造	103	75
屋外倉庫	鉄骨造	30	00
屋外便所	コンクリートブロック造	15	00
男子シャワー室	コンクリートブロック造	17	69
女子シャワー室	コンクリートブロック造	13	92
クラブ室	コンクリートブロック造	65	70
更衣室	鉄骨造	36	00
屋外便所・シャワー室	鉄筋コンクリート造	30	50
更衣室	鉄骨造	36	00
合 計		7,839	66

議案第30号

損害賠償の額の決定について

提案理由

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会へ報告する必要があるため。

平成29年11月21日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

1 賠償の理由

平成29年9月25日午前10時20分頃、南島原市南有馬町乙1023番地の南有馬庁舎駐車場から西有家庁舎へ移動する際、駐車場で車両の切り返しをしていたところ、後方確認が出来ておらず、相手側の車両に接触した事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

64,800円

3 賠償する相手方

議案第31号

教育財産の取得について

提案理由

下記のとおり教育財産として取得したいので、教育委員会の意見を求める。

平成29年11月21日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

1、取得する財産

南島原市南有馬町丙1795番地（旧南島原市立白木野小学校）

建物 延床面積 1,677㎡

土地 敷地面積 741㎡

2、取得期日

平成29年12月1日

3、取得理由

アーティスト・イン・レジデンス事業の拠点施設として利用するため。

用途：アーティスト・イン・レジデンス事業拠点施設

（事業名：アートビレッジ・シラキノ事業）

- 凡例
- 建物
- ① 未とりこわし建物
 - ② 危険建物
 - ③ 借用建物
 - ④ 一時使用建物
 - ⑤ 屋外教育環境整備事業によるもの
- 倉庫
- 吹きさらしの廊下

教育財産取得面積

【建物】延床面積 1,702㎡
 【土地】敷地面積 741㎡

